

鳥取県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年10月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	日野郡日野町黒坂字曲り渕ノ上ミ213地先から 同町下黒坂字上エ横芽1389-1地先まで	4.5 ~36.0	790.0
	変更後	日野郡日野町黒坂字曲り渕ノ上ミ213地先から 同町下黒坂字上エ横芽1389-1地先まで	15.0 ~159.0	726.0
		日野郡日野町黒坂字傍示岩谷南平ラ182-1地 先から同町黒坂字半谷20地先まで	4.5~25.0	450.0